

## 第4章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

### 1 成果目標

障がい者の地域生活への移行及び一般就労への移行等を促進するため、次のとおり目標値を設定します。

なお、県計画は、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗状況を踏まえるとともに、国の基本指針に即し、広域的見地から、市町障がい福祉計画及び市町障がい児福祉計画の目標値等を基に適切に設定します。

#### (1)施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者数 2,059 人を基準として、令和8年度末までに5.1%の障がい者が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点で4.6%の施設入所者の減少を図ります。

項目	目標値	国指針
地域生活移行者数	105人(5.1%)	6%以上
施設入所者の減少数	94人(4.6%削減)	5%以上削減

#### 【設定に当たっての考え方】

市町の目標値を基に設定します。

地域生活移行者数については、市町において、第6期計画の進捗状況や入所者の状況、地域の実情等を勘案して目標値を設定しており、県計画の目標値として積上げた結果、国指針を下回る数値となっています。

#### (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者等の連携による支援体制を構築するため、次のとおり取り組みます。

##### ①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和8年度における精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日とします。

項目	目標値	国指針	実績※(元年度)
平均生活日数	325.3日	325.3日以上	325.2日

※「精神保健福祉資料(NDB)(令和元年度)」

#### 【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

## ②精神病床における1年以上の長期入院患者数

令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び、65歳未満の1年以上長期入院患者数を設定します。

項目		目標値	国指針	実績※ (R4.6.30)
精神病床における1年以上 長期入院患者数	65歳以上	1,159人	計算式 により 算定	1,457人
	65歳未満	560人		724人

※「精神保健福祉資料(630調査)(令和4年度)」

### 【設定に当たっての考え方】

国指針に示された計算式に基づき設定します。

## ③精神病床における退院率

令和8年度における入院後3ヶ月時点、6ヶ月時点及び1年時点の退院率について目標値を設定します。

項目	目標値	国指針	実績※(元年度)
入院後3ヶ月時点の退院率	68.9%	68.9%以上	62.6%
入院後6ヶ月時点の退院率	84.5%	84.5%以上	80.4%
入院後1年時点の退院率	91.0%	91.0%以上	88.5%

※「精神保健福祉資料(NDB)(令和元年度)」

### 【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

○活動指標 ※各市町が算出した数値を積み上げて設定しています。

項目	6年度	7年度	8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	73回	73回	74回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	241人	243人	250人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数	24回	24回	25回

### 精神障がい者の利用者数

項目	6年度	7年度	8年度
地域移行支援	45人	46人	49人
地域定着支援	94人	98人	102人
共同生活援助(グループホーム)	600人	639人	671人
自立生活援助	13人	13人	16人
自立訓練(生活訓練)	61人	63人	68人

### (3)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)から一般就労への移行を促進するため、次のとおり取り組みます。

#### ①福祉施設から一般就労への移行者数

令和3年度の一般就労移行者数を基準とし、令和8年度における福祉施設からの一般就労移行者数を設定するとともに、就労移行支援事業等の各事業における移行者数を設定します。

項目	目標値	3年度 (基準値)	国指針
一般就労移行者数	237人 (1.28倍)	185人	1.28倍以上
就労移行支援	71人 (1.31倍)	54人	1.31倍以上
就労継続支援A型	60人 (1.29倍)	46人	1.29倍以上
就労継続支援B型	84人 (1.28倍)	65人	1.28倍以上

#### 【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

## ○活動指標

令和8年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、活動指標を設定します。

項目	数値	割合※
職業訓練の受講者数	34人	14.3%
福祉施設から公共職業安定所(ハローワーク)への誘導者数	170人	71.7%
福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所(ハローワーク)における支援者数	60人	25.3%
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	160人	67.5%

※令和8年度一般就労移行者数(目標値)に対する割合

### ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合

令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることとします。

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

### ③就労定着支援事業の利用者数

令和3年度の就労定着支援事業の利用者数を基準とし、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を設定します。

項目	目標値	3年度 (基準値)	国指針
就労定着支援事業 利用者数	144人 (1.41倍)	102人	1.41倍以上

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

### ④就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とすることとします。

また、県は地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組みを進めます。

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

なお、就労定着率とは、過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合とします。

(4)地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等の整備状況

令和8年度末までの間、各市町又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目標とします。

さらに、令和8年度末までに、各市町又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを目標とします。

項目	目標値	国指針	備考
地域生活支援拠点等の整備	20 市町 (圏域設置含む)	各市町又は圏域に 少なくとも1つ	9市町 (R5.4.1)
強度行動障がい者を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握	20 市町 (圏域含む)	全ての市町 (圏域含む)	—
強度行動障がい者を有する障がい者に係る支援体制の整備	20 市町 (圏域含む)	全ての市町 (圏域含む)	—

【設定に当たっての考え方】

市町の目標値を基に設定します。

地域生活支援拠点等

- ・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える体制。
- ・必要な機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を備え、市町又は圏域単位で、地域の実情に応じて整備する。

○活動指標 ※各市町が算出した数値を積み上げて設定しています。

項目	6年度	7年度	8年度
コーディネーターの配置人数	10人	13人	24人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	34回	35回	42回

## (5)障がい児支援の提供体制の整備等

### ①児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容の推進

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町又は圏域に少なくとも1箇所以上設置するとともに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを目標とします。

項目	目標値	国指針	備考
児童発達支援センターの設置	20市町 (圏域設置含む)	各市町に少なくとも1箇所以上(困難な場合は圏域での設置)	9市町 (4年度末)
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	20市町	全ての市町	13市町 (4年度末) ※保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

### ②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

令和8年度末までに難聴児支援のため、保健、医療、福祉及び教育に関する行政機関の部局や、医師会等医療関係団体等が連携し、新生児聴覚検査から療育につなげる体制の構築や中核的機能を果たす体制の構築に向けた取組みを進めます。

**③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町又は圏域に1箇所以上確保することを目標とします。

項目	目標値	国指針	備考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	20 市町 (圏域設置含む)	各市町に少なくとも1箇所以上(困難な場合は圏域での設置)	13 市町 (4年度末)
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	20 市町 (圏域設置含む)	各市町に少なくとも1箇所以上(困難な場合は圏域での設置)	13 市町 (4年度末)

**④医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置**

令和8年度末までに、各市町又は圏域において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

※県は、国指針において示されている医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターについて、いずれも設置及び配置済みであり、また、関係機関等が連携を図るための協議の場についても設置済みとなっています。

項目	目標値	国指針	備考
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	20 市町 (圏域設置含む)	全ての市町	19 市町 (4年度末)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	20 市町 (圏域設置含む)	全ての市町	12 市町 (4年度末)

**⑤障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置**

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを目標とします。

#### 児童発達支援センター

・施設の有する専門的機能を生かし、地域の障がいのある(疑いも含む)子どもやその家族への相談、他事業所への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

#### 重症心身障がい児

・重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童のことをいい、移動や食事、排泄、入浴など、日常の様々な場面で介助者による支援が必要となります。

#### 医療的ケア児

・日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等の医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児のことをいいます。

### (6)相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、各市町において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目標とします。

さらに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを目標とします。

項目	目標値	国指針	備考
基幹相談支援センターの設置	20 市町 (複数市町による 共同設置含む)	全ての市町 (複数市町による共同 設置含む)	8市町 (4年度末)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	20 市町	全ての市町	—
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組みを行うために必要な協議会の体制の確保	20 市町	全ての市町	—



○活動指標 ※各市町が算出した数値を積み上げて設定しています。

項目	6年度	7年度	8年度
<b>基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化</b>			
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	169	182	220
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	31	32	49
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	61	61	79
個別事例の支援内容の検証の実施回数	36	43	68
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	7	8	19
<b>協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善</b>			
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)	54	56	58
参加事業者・機関数	179	194	199
協議会の専門部会の設置数	62	62	63
協議会の専門部会の実施回数(頻度)	236	238	242

### (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築します。

○活動指標 ※各市町が算出した数値を積み上げて設定しています。

項目	6年度	7年度	8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数	62	64	66
相談支援専門員研修(初任者)修了者数	60	60	60
相談支援専門員研修(現任)修了者数	60	60	60
相談支援専門員研修(主任)修了者数	6	6	6

項目	6年度	7年度	8年度
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎)修了者数	300	300	300
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(実践)修了者数	200	200	200
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(更新)修了者数	300	300	300
相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数	2	2	2
相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の修了者数	60	60	60
指導監査結果の関係市町との共有回数	251	251	251

## 2 障害福祉サービス等の必要見込量等

障害福祉サービスや障害児通所支援等の必要見込量については、各市町において、現在のサービス等の利用状況や第6期計画及び第2期見込計画期間中の実績やサービス利用者の意向、福祉施設や事業者の今後の新規指定見込み等を基に推計した必要見込量を各圏域及び県全域で積み上げたものです。

### (1)障害福祉サービス等【県全域:必要見込量(1ヶ月分)】

サービス種別		5年度 (実績)	6年度	7年度	8年度
【訪問系サービス】					
居宅介護	時間分	40,703	41,677	42,433	43,225
	人分	2,653	2,725	2,788	2,855
重度訪問介護	時間分	28,980	30,688	31,624	32,628
	人分	85	89	92	94
同行援護	時間分	12,045	13,093	13,243	13,390
	人分	522	550	558	568
行動援護	時間分	577	721	765	799
	人分	73	82	86	89
重度障害者等包括支援	時間分	0	60	60	60
	人分	0	1	1	1
【日中活動系サービス】					
生活介護	人日分	78,085	79,550	80,531	81,689
	人分	4,029	4,083	4,133	4,191
自立訓練(機能訓練)	人日分	348	433	432	430
	人分	20	24	24	23
就労選択支援 ※令和7年10月創設予定	人分			51	56
自立訓練(生活訓練)	人日分	1,546	1,858	1,955	2,057
	人分	115	131	137	144
就労移行支援	人日分	4,193	4,633	4,985	5,313
	人分	246	269	290	309
就労継続支援(A型)	人日分	33,279	34,555	35,901	37,403
	人分	1,669	1,736	1,801	1,875
就労継続支援(B型)	人日分	80,916	84,636	88,411	92,201
	人分	4,779	5,000	5,224	5,463
就労定着支援	人分	107	139	164	193

療養介護	人分	255	254	254	253
短期入所(福祉型)	人日分	3,598	3,810	3,883	3,958
	人分	504	577	589	599
短期入所(医療型)	人日分	359	421	430	439
	人分	68	79	83	88
【居住系サービス】					
自立生活援助	人分	5	16	17	19
共同生活援助(グループホーム)	人分	1,858	1,958	2,064	2,174
施設入所支援	人分	2,058	2,044	2,017	1,984
【相談支援】					
計画相談支援	人分	3,131	3,256	3,341	3,428
地域移行支援	人分	20	45	48	50
地域定着支援	人分	58	100	103	105

※単位は次のとおりです。

時間分:月間サービス提供時間

人日分:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人 分:月間の利用人数

## 【圏域別:必要見込量(1ヶ月分)】

### ①訪問系サービス

#### 【事業実施に関する考え方】

障がい者の身近な地域における在宅生活を支援するため、市町と連携し、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスの充実を図ります。

#### 〔居宅介護〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	2,653	40,703	2,725	41,677	2,788	42,433	2,855	43,225
宇摩圏	135	2,014	140	2,095	146	2,179	152	2,266
新居浜・西条圏	395	6,247	398	6,242	401	6,290	404	6,338
今治圏	334	5,138	341	5,368	346	5,474	351	5,544
松山圏	1,378	21,519	1,414	21,896	1,455	22,277	1,498	22,672
八幡浜・大洲圏	153	1,426	167	1,601	173	1,703	179	1,831
宇和島圏	258	4,359	265	4,475	267	4,510	271	4,574

〔重度訪問介護〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	85	28,980	89	30,688	92	31,624	94	32,628
宇摩圏	2	324	2	334	2	344	2	354
新居浜・西条圏	4	1,410	5	2,092	5	2,092	5	2,092
今治圏	1	214	2	321	3	417	4	552
松山圏	75	25,936	76	26,785	78	27,615	79	28,470
八幡浜・大洲圏	1	496	2	556	2	556	2	560
宇和島圏	2	600	2	600	2	600	2	600

〔同行援護〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	522	12,045	550	13,093	558	13,243	568	13,390
宇摩圏	22	382	23	435	24	496	25	565
新居浜・西条圏	81	1,816	83	1,757	85	1,783	87	1,810
今治圏	93	2,770	96	2,801	97	2,824	99	2,832
松山圏	266	6,581	279	7,542	280	7,557	281	7,571
八幡浜・大洲圏	28	185	34	212	35	217	37	226
宇和島圏	32	311	35	346	37	366	39	386

〔行動援護〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	73	577	82	721	86	765	89	799
宇摩圏	12	33	13	34	14	35	15	36
新居浜・西条圏	32	257	34	352	36	372	37	386
今治圏	18	101	22	105	23	119	24	130
松山圏	5	131	5	139	5	149	5	158
八幡浜・大洲圏	6	55	8	91	8	90	8	89
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

※重度障害者等包括支援について、圏域別の表は省略しています。

## ②日中活動系サービス

### 【事業実施に関する考え方】

障がい者の自立生活への支援や社会参加を促進するため、市町と連携し、日常生活や就労に必要な能力・知識等の向上を図る訓練や生産活動、創作活動の場を提供するサービス等の充実を図るとともに、施設における日中生活支援や介護者のレスパイト等に必要となるサービスを確保します。

### 〔生活介護〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	4,029	78,085	4,083	79,550	4,133	80,531	4,191	81,689
宇摩圏	228	3,997	244	4,237	261	4,491	279	4,760
新居浜・西条圏	719	13,671	728	14,146	737	14,321	747	14,515
今治圏	498	9,756	500	9,780	502	9,837	504	9,885
松山圏	1,682	32,505	1,705	33,063	1,724	33,462	1,745	33,902
八幡浜・大洲圏	482	9,797	482	9,798	485	9,894	489	10,011
宇和島圏	420	8,359	424	8,526	424	8,526	427	8,616

### 〔自立訓練(機能訓練)〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	20	348	24	433	24	432	23	430
宇摩圏	0	0	1	5	1	5	1	5
新居浜・西条圏	3	84	3	99	3	99	3	99
今治圏	3	62	4	83	4	82	3	80
松山圏	13	181	14	218	14	218	14	218
八幡浜・大洲圏	1	21	2	28	2	28	2	28
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

### 〔就労選択支援〕(単位:人分)※令和7年10月創設予定

圏域	7年度	8年度
県全域	51	56
宇摩圏	10	10
新居浜・西条圏	0	1
今治圏	4	6
松山圏	31	33
八幡浜・大洲圏	2	2
宇和島圏	4	4

〔自立訓練(生活訓練)〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	115	1,546	131	1,858	137	1,955	144	2,057
宇摩圏	35	423	35	440	35	458	35	476
新居浜・西条圏	7	139	9	225	10	247	11	269
今治圏	33	469	36	498	39	515	41	530
松山圏	34	430	42	584	44	624	47	667
八幡浜・大洲圏	2	36	4	61	4	61	5	65
宇和島圏	4	49	5	50	5	50	5	50

〔就労移行支援〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	246	4,193	269	4,633	290	4,985	309	5,313
宇摩圏	25	401	26	417	27	434	28	451
新居浜・西条圏	24	377	27	494	31	571	33	607
今治圏	32	532	34	542	36	555	38	571
松山圏	137	2,471	148	2,678	157	2,856	166	3,043
八幡浜・大洲圏	17	260	20	325	23	367	25	389
宇和島圏	11	152	14	177	16	202	19	252

〔就労継続支援(A型)〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	1,669	33,279	1,736	34,555	1,801	35,901	1,875	37,403
宇摩圏	79	1,556	101	2,007	129	2,589	165	3,340
新居浜・西条圏	256	5,069	265	5,300	274	5,480	283	5,660
今治圏	155	3,024	161	3,095	166	3,156	171	3,210
松山圏	1,049	21,235	1,075	21,703	1,098	22,217	1,121	22,740
八幡浜・大洲圏	56	1,056	58	1,082	58	1,086	59	1,090
宇和島圏	74	1,339	76	1,368	76	1,373	76	1,363

〔就労継続支援(B型)〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	4,779	80,916	5,000	84,636	5,224	88,411	5,463	92,201
宇摩圏	317	4,670	371	5,277	434	5,963	508	6,738
新居浜・西条圏	585	9,235	617	9,847	652	10,406	687	10,966
今治圏	483	7,830	503	8,173	521	8,482	538	8,760
松山圏	2,469	42,784	2,569	44,501	2,656	46,353	2,752	48,249
八幡浜・大洲圏	516	9,418	529	9,737	544	9,984	558	10,213
宇和島圏	409	6,979	411	7,101	417	7,223	420	7,275

[就労定着支援](単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	107	139	164	193
宇摩圏	12	12	12	13
新居浜・西条圏	6	9	9	9
今治圏	5	10	13	15
松山圏	75	95	116	141
八幡浜・大洲圏	2	5	6	7
宇和島圏	7	8	8	8

[療養介護](単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	255	254	254	253
宇摩圏	22	22	22	22
新居浜・西条圏	33	33	33	33
今治圏	31	31	32	32
松山圏	86	85	83	82
八幡浜・大洲圏	39	39	40	40
宇和島圏	44	44	44	44

[短期入所(福祉型)]

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	504	3,598	577	3,810	589	3,883	599	3,958
宇摩圏	35	153	36	159	37	165	38	172
新居浜・西条圏	46	494	65	523	65	523	65	523
今治圏	26	262	29	271	31	278	32	285
松山圏	318	1,917	362	1,949	366	1,973	370	1,997
八幡浜・大洲圏	33	372	38	486	39	497	40	509
宇和島圏	46	400	47	422	51	447	54	472

[短期入所(医療型)]

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	68	359	79	421	83	430	88	439
宇摩圏	0	0	1	3	1	3	1	3
新居浜・西条圏	12	41	13	46	13	46	13	46
今治圏	4	23	4	24	5	25	6	26
松山圏	45	258	51	283	53	284	56	285
八幡浜・大洲圏	2	2	3	13	3	13	3	13
宇和島圏	5	35	7	52	8	59	9	66



### ③居住系サービス

#### 【事業実施に関する考え方】

障がい者の入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、市町と連携し、地域における居住の場となる共同生活援助(グループホーム)の充実や自立生活援助の普及を図ります。

#### 〔自立生活援助〕(単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	5	16	17	19
宇摩圏	0	0	0	0
新居浜・西条圏	0	1	1	1
今治圏	0	1	1	2
松山圏	5	10	10	10
八幡浜・大洲圏	0	3	4	5
宇和島圏	0	1	1	1

#### 〔共同生活援助(グループホーム)〕(単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	1,858	1,958	2,064	2,174
宇摩圏	92	93	94	95
新居浜・西条圏	251	258	268	278
今治圏	207	223	234	241
松山圏	883	950	1,024	1,108
八幡浜・大洲圏	199	203	210	217
宇和島圏	226	231	234	235

#### 〔施設入所支援〕(単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	2,058	2,044	2,017	1,984
宇摩圏	125	119	113	106
新居浜・西条圏	373	373	373	372
今治圏	289	287	278	270
松山圏	640	639	633	623
八幡浜・大洲圏	360	357	354	350
宇和島圏	271	269	266	263

#### ④相談支援

##### 【事業実施に関する考え方】

利用者の状態や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービスが提供できるよう、市町と連携し、相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成や利用支援などの相談支援体制の充実・強化を図ります。

##### 〔計画相談支援〕(単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	3,131	3,256	3,341	3,428
宇摩圏	191	208	227	247
新居浜・西条圏	418	440	447	454
今治圏	419	440	459	477
松山圏	1,524	1,559	1,571	1,585
八幡浜・大洲圏	318	346	372	399
宇和島圏	261	263	265	266

##### 〔地域相談支援(地域移行支援)〕(単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	20	45	48	50
宇摩圏	0	3	3	3
新居浜・西条圏	3	3	4	4
今治圏	1	1	2	2
松山圏	15	31	31	31
八幡浜・大洲圏	0	4	5	6
宇和島圏	1	3	3	4

##### 〔地域定着支援〕(単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	58	100	103	105
宇摩圏	0	3	3	3
新居浜・西条圏	7	9	9	9
今治圏	1	2	4	4
松山圏	46	76	76	76
八幡浜・大洲圏	4	8	8	9
宇和島圏	0	2	3	4

(2)障害児通所支援等【県全域:必要見込量(1ヶ月分)】

サービス種別		5年度 (実績)	6年度	7年度	8年度
<b>【障害児通所支援】</b>					
児童発達支援	人日分	13,912	14,710	15,494	16,268
	人分	1,804	1,896	1,984	2,070
放課後等デイサービス	人日分	46,915	51,096	54,091	57,063
	人分	4,396	4,654	4,917	5,187
保育所等訪問支援	人日分	127	160	177	205
	人分	94	106	121	136
居宅訪問型児童発達支援	人日分	6	24	26	36
	人分	2	7	8	9
<b>【障害児入所支援】</b>					
福祉型障害児入所施設	人分	47	50	50	50
医療型障害児入所施設/ 指定発達支援医療機関	人分	38	40	40	40
<b>【障害児相談支援】</b>					
障害児相談支援	人分	1,013	1,140	1,209	1,274
<b>【医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等の支援を総合調整する コーディネーターの配置人数】</b>					
コーディネーター配置 人数	人	2	2	2	2
<b>【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数】</b>					
コーディネーター配置 人数	人	81	89	103	106

※単位は次のとおりです。

人日分:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人 分:月間の利用人数

※障害児入所支援の見込量には、障害児入所措置の見込量を含んでいます。

【圏域別:必要見込量(1ヶ月分)】

①障害児通所支援

【事業実施に関する考え方】

障がい児やその家族の身近な地域における在宅生活を支援するため、市町と連携し、サービスの充実を図ります。

〔児童発達支援〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	1,804	13,912	1,896	14,710	1,984	15,494	2,070	16,268
宇摩圏	116	465	128	512	141	563	155	619
新居浜・西条圏	248	1,781	251	1,952	260	2,020	269	2,088
今治圏	285	2,604	292	2,662	297	2,710	301	2,753
松山圏	957	8,498	1,024	8,985	1,080	9,566	1,137	10,159
八幡浜・大洲圏	109	267	110	287	113	317	113	317
宇和島圏	89	297	91	312	93	318	95	332

〔放課後等デイサービス〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	4,396	46,915	4,654	51,096	4,917	54,091	5,187	57,063
宇摩圏	354	2,618	372	2,801	391	2,997	411	3,207
新居浜・西条圏	1,098	8,487	1,189	9,387	1,289	10,159	1,401	11,024
今治圏	566	6,914	627	7,672	664	7,986	689	8,066
松山圏	1,955	24,486	2,041	26,727	2,140	28,326	2,244	30,027
八幡浜・大洲圏	225	2,450	229	2,564	233	2,634	238	2,707
宇和島圏	198	1,960	196	1,945	200	1,989	204	2,032

〔保育所等訪問支援〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	94	127	106	160	121	177	136	205
宇摩圏	3	6	3	6	3	6	3	6
新居浜・西条圏	23	27	25	33	27	36	29	40
今治圏	18	19	20	22	23	24	25	27
松山圏	33	58	37	73	46	84	54	99
八幡浜・大洲圏	17	17	19	22	20	23	22	27
宇和島圏	0	0	2	4	2	4	3	6

〔居宅訪問型児童発達支援〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	2	6	7	24	8	26	9	36
宇摩圏	0	0	1	3	1	3	1	3
新居浜・西条圏	0	0	1	5	1	5	1	5
今治圏	0	0	0	0	0	0	0	0
松山圏	2	6	5	16	5	16	5	16
八幡浜・大洲圏	0	0	0	0	1	2	2	12
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

②障害児入所支援

【事業実施に関する考え方】

障害児入所施設(福祉型、医療型)に入所、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児に対し行う保護、日常生活の指導及び知識技能の付与の支援、治療を行うサービスについて、県が申請に基づき、必要となる給付費を支給します。

また、被虐待児の入所等に適切に対応できるよう、必要な定員の確保を図ります。

【県全域】(単位:人分)

サービス種別	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
福祉型障害児入所施設	47	50	50	50
医療型障害児入所施設/ 指定発達支援医療機関	38	40	40	40

③障害児相談支援

【事業実施に関する考え方】

障がい児やその家族が身近な地域で安心して生活するため、市町と連携し、全ての障害児通所支援等の利用者が適切な相談支援を受けられるよう相談支援体制の充実・強化を図ります。

〔障害児相談支援〕(単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	1,013	1,140	1,209	1,274
宇摩圏	76	80	84	88
新居浜・西条圏	244	253	262	271
今治圏	165	190	209	219
松山圏	366	447	479	515
八幡浜・大洲圏	92	99	102	106
宇和島圏	70	71	73	75

#### ④医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

##### 【事業実施に関する考え方】

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受け、安心して生活するためには、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が協働して支援体制を構築する必要があります。各市町において、支援を調整し、総合的な支援の提供につなげる相談支援専門員等のコーディネーターの設置を推進する必要があるため、県では、必要な専門性を有するコーディネーターを養成し、市町の取組みを支援します。

設置見込量は、市町において支援ニーズ等を踏まえて設定しています。

##### 〔医療的ケア児支援コーディネーター〕(単位:人)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	81	89	103	106
宇摩圏	0	2	2	2
新居浜・西条圏	15	15	17	17
今治圏	9	9	12	12
松山圏	43	45	52	52
八幡浜・大洲圏	9	12	13	15
宇和島圏	5	6	7	8

### (3)発達障がい者等に対する支援

##### 【事業実施に関する考え方】

発達障がい者等が身近な地域で必要な支援を受け、安心して暮らせるよう、「愛媛県発達障がい者支援指針」に基づき、医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、地域の課題を共有するとともに、ライフステージを通じて切れ目なく、家族を含め、地域の身近な場所で受けられる総合的かつ重層的な支援体制を整備することとしています。

支援の見込量は、県発達障がい者支援センター(あいゆう)の活動実績、市町や関係機関との役割分担と連携等を踏まえて設定します。

項目		4年度 (実績)	6年度	7年度	8年度
発達障がい者支援協議会の開催回数	回	1	1	1	1
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	件	1,869	2,000	2,000	2,000
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	件	103	120	120	120
発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	件	59	60	60	60

項目		4年度 (実績)	6年度	7年度	8年度
発達障がい者支援センター及び 発達障がい者地域支援マネジャー の外部機関や地域住民への研修、 啓発件数	件	81	50	50	50
ペアレントトレーニングやペアレント プログラム等の支援プログラム等 の受講者数(保護者)	人	—	156	163	168
ペアレントトレーニングやペアレント プログラム等の支援プログラム等 の実施者数(支援者)	人	—	47	51	56
ペアレントメンターの人数	人	—	113	131	145
ピアサポートの活動への参加人数	人	—	177	189	197

### 3 地域生活支援事業等の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障がい者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施が可能とされています。

県においては、専門性の高い相談支援事業や意思疎通支援事業、広域的な対応が必要とされる事業、障害福祉サービス等の質の向上やその従事者の育成、その他障がい者の自立した日常生活や社会生活の支援のために必要な事業を実施します。

なお、市町においては、相談支援や成年後見制度、移動支援、地域活動支援センターなどの生活に直結する身近なサービスを実施します。

#### (1) 専門性の高い相談支援事業

##### 【事業実施に関する考え方】

発達障がいや高次脳機能障害等の専門的な相談支援を必要とする分野においては、県発達障がい者支援センターの運営や高次脳機能障害支援普及事業等の実施等により対応します。

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数
1 発達障がい者支援 センター運営事業	1	530	1	1,000	1	1,000	1	1,000
2 障がい児(者)療育 支援事業	14	/	14	/	14	/	14	/
3 障害者就業・生活支援 センター事業	6	4,755	6	4,900	6	4,900	6	4,900
4 高次脳機能障害支援 普及事業	7	4,959	7	6,600	7	6,800	7	7,000

#### (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業

##### 【事業実施に関する考え方】

手話通訳者等の養成研修及び派遣事業の実施により、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう支援します。



事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数
1 手話通訳者養成研修事業	2	7	2	40	3	60	2	40
2 要約筆記者養成研修事業	1	8	1	20	1	20	1	20
3 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成研修事業	1	4	1	15	1	15	1	15
4 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	1	8	1	15	1	15	1	15
5 意思疎通支援者派遣事業	32	/	32	/	32	/	32	/
6 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	11	/	11	/	11	/	11	/

### (3)広域的な支援事業

#### 【事業実施に関する考え方】

障害福祉サービスや地域生活支援事業等を適切に提供するためには、地域における相談支援体制の整備充実を図る必要があることから、県障がい者自立支援協議会において、相談支援体制の構築について検討を行うとともに、アドバイザーを市町等へ派遣し、市町の相談支援体制の整備を支援するほか、精神障がい者の地域生活を支援するため、広域調整事業を実施し、各関係機関が連携できる体制を各地域に構築します。

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施回数	従事者数	実施回数	従事者数	実施回数	従事者数	実施回数	従事者数
1 障がい者相談支援体制整備推進事業(アドバイザー派遣人数)	/	0	/	20	/	20	/	20
2 県障がい者自立支援協議会(開催の有無)	有		有		有		有	
3 精神障害者地域生活支援広域調整事業								
(1) 地域生活支援広域調整会議等事業(協議会の開催見込数)	20	/	20	/	20	/	20	/
(2) 地域移行・地域生活支援事業(ピアサポート従事者見込み者数)	/	78	/	74	/	74	/	74

#### (4)サービス・相談支援者、指導者育成事業

##### 【事業実施に関する考え方】

良質な障害福祉サービス等の提供や公平で公正な障害支援区分の認定を行うため、障害福祉サービスや地域生活支援事業等に従事する者やその指導者、障害支援区分の認定に携わる者に対し、研修機会を提供することにより、人材育成や資質向上を図ります。

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数
1 障害支援区分認定調査員等研修事業	4	59	3	110	3	110	3	110
(1)障害支援区分認定調査員研修	2	45	1	60	1	60	1	60
(2)市町審査会委員研修	1	12	1	30	1	30	1	30
(3)主治医研修	1	2	1	20	1	20	1	20
2 相談支援従事者研修事業	4	154	4	156	4	156	4	156
(1)初任者研修	1	54	1	60	1	60	1	60
(2)現任研修	1	57	1	60	1	60	1	60
(3)専門コース別研修	1	37	1	30	1	30	1	30
(4)主任相談支援専門員養成研修	1	6	1	6	1	6	1	6
3 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業	7	633	7	800	7	800	7	800
(1)基礎研修	3	285	3	300	3	300	3	300
(2)実践研修	2	178	2	200	2	200	2	200
(3)更新研修	2	170	2	300	2	300	2	300

4 居宅介護従業者等養成 研修事業	54	240	20	200	20	200	20	200
5 身体障がい者・知的障がい者 相談員活動強化事業	1	53	1	46	1	46	1	46
6 音声機能障がい者発声 訓練指導者養成事業	1	5	1	22	1	22	1	22
7 手話通訳者指導者養成 事業	1	10	1	1	1	1	1	1
8 強度行動障がい支援者 養成研修事業	4	247	4	300	4	300	4	300
(1)基礎研修	2	130	2	150	2	150	2	150
(2)実践研修	2	117	2	150	2	150	2	150
9 精神障がい者支援の障 がい特性と支援技法を 学ぶ研修事業	1	30	1	30	1	30	1	30
10 障がい者ピアサポート 研修事業	1	44	3	90	3	90	3	90
11 障がい者虐待防止対策 事業(障がい者虐待防止・ 権利擁護研修)	1	268	1	250	1	250	1	250

#### (5)その他の事業

##### 【事業実施に関する考え方】

県障がい者社会参加推進センターの運営や生活訓練等事業の実施、手話通訳者の設置等障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な各種の事業を実施します。

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数
1 日常生活支援								
(1)オストメイト社会 適応訓練事業	2	1	4	30	4	30	4	30
(2)音声機能障がい者 発声訓練事業	39	272	40	380	40	380	40	380
(3)その他の生活訓練 等事業	12	2,987	14	3,140	14	3,140	14	3,140
ア 視覚障がい者専門 指導事業	3	1,970	3	2,100	3	2,100	3	2,100
イ 聴覚言語障がい者 専門指導事業	3	894	3	900	3	900	3	900
ウ 視覚障がい者生活 訓練事業	2	6	3	20	3	20	3	20
在宅視覚障がい者 点字講習事業	1	3	1	5	1	5	1	5
視覚障がい者家庭 生活訓練事業	1	3	1	5	1	5	1	5
中途視覚障がい者 歩行訓練事業	—	—	1	10	1	10	1	10
エ 難聴者相談訓練 事業	4	117	5	120	5	120	5	120
2 社会参加支援								
(1)手話通訳者設置事業	1	1	1	1	1	1	1	1
(2)字幕入り映像ライブ ラリー事業	1	4	1	30	1	30	1	30
(3)点字広報等発行 事業	1	335	1	400	1	400	1	400
(4)点字即時情報ネット ワーク事業	1	49	1	60	1	60	1	60
(5)障がい者パソコンボラン ティア養成・派遣事業	1	30	1	60	1	65	1	60
(6)障がい者ICTサポー ト推進事業			1	1,000	1	1,200	1	1,200
(7)県障がい者社会参加 推進センター運営事業	1		1		1		1	

(8)精神障がい者家族 研修事業	1	15	1	100	1	100	1	100
(9)身体障害者補助犬 給付事業	1	1	1	1	1	1	1	1
(10)奉仕員養成研修 事業(点訳・音訳)	2	34	2	50	2	50	2	50
(11) 県障がい者スポー ツ大会開催事業	4	346	4	1,100	4	1,500	4	1,900
(12)障がい者芸術文化 活動推進事業	1	348	3	4,800	3	4,800	3	4,800
ア 障がい者芸術文化 祭(アート展)への 出展数・来場者数※	1	348	1	2,305	1	2,305	1	2,305
イ 障がい者芸術文化 祭(舞台芸術)への 参加者数・観覧者数			1	692	1	692	1	692
ウ 障がい者芸術文化祭 (アート広場)への参 加者数・来場者数			1	1,803	1	1,803	1	1,803
(13)芸術・文化講座開 催等事業(視覚障がい 者文化祭・一般教養講 座)	11	383	10	500	10	500	10	500

※実利用者数欄は、展示作品数及び来場者数の合計を記載しています。

## (6)特別支援事業

### 【事業実施に関する考え方】

必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図るために必要な各種事業を実施します。

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数
1 要約筆記者指導者養成特 別支援事業			1	1	1	1	1	1
2 失語症者向け意思疎通支 援者指導者養成特別支援 事業			1	1	1	1	1	1
3 視覚障害者移動支援従事 者資質向上特別支援事業	1	0	1	1	—	—	1	1

## 4 障がい者スポーツ・芸術文化活動に関する事項

### (1)障がい者スポーツの振興

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数
1 パラアスリート支援費補助 金対象者一人当たりの出場 大会数※			4		4		4	
2 交流会への障がい者の参 加者数		593		1,000		1,200		1,400
3 県障がい者スポーツ大会開 催事業【再掲】	4	346	4	1,100	4	1,500	4	1,900

※実施箇所欄は、出場大会数を記載しています。

### (2)芸術文化活動の振興

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数
1 障がい者芸術文化活動推 進事業【再掲】	1	348	3	4,800	3	4,800	3	4,800
(1) 障がい者芸術文化祭 (アート展)への出展数・ 来場者数※	1	348	1	2,305	1	2,305	1	2,305
(2) 障がい者芸術文化祭 (舞台芸術)への参加者 数・観覧者数			1	692	1	692	1	692
(3) 障がい者芸術文化祭 (アート広場)への参加 者数・来場者数			1	1,803	1	1,803	1	1,803
2 芸術・文化講座開催等事業 (視覚障がい者文化祭・一般 教養講座)【再掲】	11	383	10	500	10	500	10	500

※実利用者数欄は、展示作品数及び来場者数の合計を記載しています。